

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 会員は、送配電事業者（一般送配電事業者、<u>送電事業者</u>、<u>配電事業者</u>及び特定送配電事業者）により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者）により構成されるグループ並びに発電事業者及び特定卸供給事業者により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨</p> <p>(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p>	<p>別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 会員は、送配電事業者（一般送配電事業者、<u>送電事業者</u>及び特定送配電事業者）により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者）により構成されるグループ及び<u>発電事業者</u>により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨</p> <p>(3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p>

①～③ [略]

④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電事業又は特定卸供給事業及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨

⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（2）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨、ただし、（2）③の送配電事業者グループにおいて、一般送配電事業者が該当する場合には、当該一般送配電事業者が議決権を有する旨

⑥～⑨ [略]

（4）役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 理事会に関する次に掲げる事項

イ・ロ [略]

①～③ [略]

④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨

⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（2）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨

⑥～⑨ [略]

（4）役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 理事会に関する次に掲げる事項

イ・ロ [略]

ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨

(i) ~ (x iii) [略]

(x iv) 第28条の40第1項第8号の2に規定する交付金の交付及び納付金の徴収、第28条の40第1項第8号の3に規定する解体等積立金並びに第28条の40第2項第2号に基づき行う入札に関する事項

(x v) 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあつては、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金(以下「災害等扶助交付金」という。)に関する事項

(x vi) [略]

ニ～ハ [略]

(5) [略]

(6) 会費等に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者又は配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者又は配電事業者である

ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨

(i) ~ (x iii) [略]

[新設]

(x iv) 推進機関が第28条の40第2項に掲げる業務を行う場合にあつては、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金(以下「災害等扶助交付金」という。)に関する事項

(x v) [略]

ニ～ハ [略]

(5) [略]

(6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨

会員にその事業の開始以後において課す旨

- ③ 電源入札等を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
- ④ 容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨
- ⑤ 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨
- ⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付の業務に必要な費用については、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員に課す旨

(7) [略]

- ③ 電源入札等を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者たる会員に課す旨
- ④ 容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨
- ⑤ 推進機関が第28条の40第2項に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要な拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者たる会員に課す旨

[新設]

(7) [略]

<p><u>(8) 金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる旨及び借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる旨が記載されていること。</u></p> <p><u>(9) 業務上の余裕金の運用をするに当たっては、第28条の54の規定を、再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第2項に規定する解体等積立金並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の運用をするに当たっては、再生可能エネルギー電気特措法第15条の15及び第41条の規定を、それぞれ遵守することが記載されていること。</u></p> <p><u>(10) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。</u></p> <p>2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実に認められることの基準</p> <p>(1) 第28条の40第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① 推進機関は、第28条の40第1項第1号の監視を</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(8) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。</p> <p>2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実に認められることの基準</p> <p>(1) 第28条の40第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① 推進機関は、第28条の40第1項第1号の監視を</p>
---	--

行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨

② 推進機関は、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し並びに我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況並びに我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨

③・④ [略]

(2) 第28条の40第1項第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨

③ [略]

(3) [略]

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画（以下「需給計画」という。）の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨

② 推進機関は、会員の需給計画、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し及び我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況及び我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨

③・④ [略]

(2) 第28条の40第1項第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨

③ [略]

(3) [略]

(4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑧ [略]

⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者又は配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者又は配電事業者に対して共有しなければならない旨

⑩～⑫ [略]

(5) [略]

(6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ・ロ [略]

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

(i) [略]

(ii) 一般送配電事業者又は配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

(iii) [略]

ニ～ヘ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されて

①～⑧ [略]

⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者に対して共有しなければならない旨

⑩～⑫ [略]

(5) [略]

(6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① [略]

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ・ロ [略]

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

(i) [略]

(ii) 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

(iii) [略]

ニ～ヘ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されて

いること。

①～④ [略]

⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨

⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項

イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手順等地域間連系線に係る業務の手順

ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力システムの安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨、また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨

ハ～ホ [略]

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用

いること。

①～④ [略]

⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨。

⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項

イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手順等地域間連系線に係る業務の手順。

ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力システムの安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨。また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨。

ハ～ホ [略]

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報ガイドライン及び「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り

負担等の在り方に関する指針」(2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。)も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.(1)から(5)までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ [略]

ニ 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期的に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨

ホ [略]

ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、①一般送配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があること又は②推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があることを説明しなければならない旨

ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことが必要と

方に関する指針」(2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。)も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.(1)から(5)までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ [略]

ニ 推進機関は、一般送配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期的に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨

ホ [略]

ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、送変電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、①一般送配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があること又は②推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があることを説明しなければならない旨

ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことが必要と

判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、近隣の電源接続案件の募集手続の開始を要請する旨

チ・リ [略]

ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定による指定に関する国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者又は配電事業者に通知又は依頼する旨

ル 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨

⑧ [略]

⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の7. (6)

①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨

[削る]

(10) 第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

判断した場合には、一般送配電事業者に対し、近隣の電源接続案件の募集手続の開始を要請する旨

チ・リ [略]

ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定による指定に関する国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者に通知又は依頼する旨

ル 推進機関は、一般送配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨

⑧ [略]

⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の6. (6)

①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨

⑩ 推進機関は、一般送配電事業者から全国のインバランス量を集計し、集計結果を卸電力取引所に通知する旨

[新設]

- |  |  |
|--|--|
| <p>① <u>再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項及び第7項並びに第2条の5第1項及び第2項に規定する供給促進交付金に係る事項</u></p> <p>② <u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の4第1項及び第2項に規定する調整交付金に係る事項</u></p> <p>③ <u>再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項及び第30条に規定する系統設置交付金に係る事項</u></p> <p>④ <u>再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第33条第1項及び第2項に規定する納付金に係る事項</u></p> <p>⑤ <u>再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項及び第39条第1項及び第2項に規定する納付金に係る事項</u></p> <p>⑥ <u>再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する徴収等業務規程に係る事項</u></p> <p>⑦ <u>推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨</u></p> <p>⑧ <u>推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項に規定する納付金徴収等業務に係る情報を、</u></p> |  |
|--|--|

原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨

(11) 第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管理業務に係る事項
- ② 再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項に規定する積立金管理業務規程に係る事項
- ③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする旨
- ④ 推進機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13に規定する積立金管理業務に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う旨

(12) 第28条の40第1項第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ①・② [略]
- ③ 推進機関は、一般送配電事業者である会員の供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない

[新設]

(10) 第28条の40第1項第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ①・② [略]
- ③ 推進機関は、一般送配電事業者がその供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びそ

旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨

④～⑦ [略]

(1 3) 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあつては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、必要に応じ災害等扶助交付金を一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者たる会員に交付する旨及び交付額の決定に必要となる事項を定める旨

②～⑥ [略]

(1 4) 推進機関が第28条の40第2項第2号に掲げる業務を行う場合にあつては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項に規定する入札業務を行う旨

② 再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項に規定する入札業務規程に係る事項

③ 推進機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令第7条並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の10及び第34条の4で定めるものを記載した帳簿を備え付け、こ

の評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨

④～⑦ [略]

(1 1) 推進機関が第28条の40第2項に掲げる業務を行う場合にあつては、同業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、必要に応じ災害等扶助交付金を一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に交付する旨及び交付額の決定に必要となる事項を定める旨

②～⑥ [略]

[新設]

<p><u>れを保存するものとする旨</u></p> <p><u>④ 推進機関は、入札業務に係る情報を、原則として、</u> <u>秘密情報として適切に取り扱う旨</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>3. [略]</p>	<p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>3. [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] は注記である。</p>	